

# ICT 活用原木生産体制整備事業費補助金交付要綱

制定[令和3年10月13日 森第646号]  
最終改正[令和4年3月17日 森第1251号]

## (趣旨)

- 第1 ICT 活用原木生産体制整備事業費補助金については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 2 事業は、ICT 活用原木生産体制整備事業実施要領（令和3年10月13日付け森第645号。）の規定によるものとする。

## (定義)

第2 この要綱における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 島根林業魅力向上プログラム登録事業体

島根林業魅力向上プログラム実施要領（平成30年3月7日付け林第1094号制定）第4により知事の登録を受けている林業事業体をいう。

(2) 伐採と造林の連携協定

伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン（平成28年9月27日付け森第876号。島根県農林水産部長通知）Vの2の（2）に基づく、伐採者と造林者の協定及び覚書をいう。

(3) 新たな流通体制

ICT 技術を活用し、需要者からの原木ニーズと生産現場からの伐採情報を共有化することで、円滑な原木需給を実現する流通体制のことをいう。

## (事業の内容及び補助率)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助率は、別表1に定めるところによる。

## (補助金の交付申請)

第4 事業主体は、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が定める日までに提出しなければならない。

- 2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の変更承認申請)

- 第5 規則第9条第1項の規定により、知事の承認を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表1の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更については、この限りではない。
- 2 事業主体が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、遂行状況報告書(様式第3号)による報告書を提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

- 第6 事業主体は、補助金交付決定に係る年度の事業が完了したときは、規則第10条の規定により実績報告書(様式第4号)を、当該補助事業の完了日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

- 第7 この要綱に基づき事業主体が知事に提出する書類は、施行地を所管する隠岐支庁農林水産局、各農林水産振興センター、同センター地域事務所を経由して提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定)

- 第8 知事は、第4条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入れ控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。
- 2 事業主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

- 第9 事業主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業完了の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(過去の改正、文書番号)

[令和3年10月13日 森第646号]

別表 1 (第 3、第 5 関係)

事業内容及び対象経費	事業主体	補助率	対象機器等	重要な変更
<p>新たな流通体制の構築に向け、伐採情報・出材情報のデータ化、原木生産の省力化又は再造林の省力化に資する対象機器等欄に掲げる機器等の整備経費</p>	<p>島根林業魅力向上プログラム登録事業体とする。</p>	<p>1 / 2 以内 (上限 1,500 万円)</p> <p>なお、算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I C T 機能付ハーベスタ</li> <li>・ 原木検収・規格判定システム</li> <li>・ 測量用ドローン及び解析システム</li> <li>・ 苗木運搬用ドローン</li> <li>・ その他、効率化・低コスト化が実証された機械・機器</li> </ul>	<p>ア. 事業の中止又は廃止</p> <p>イ. 補助金を増額する場合又は 30 パーセントを超えて減額する場合</p>

島根県知事

様

(申請者)

住 所

事業主体名

代表者名

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

別紙事業計画書のとおり

2 経費の配分

総事業費	経費内訳	
	県補助金	その他
円	円	円

3 収支予算

(1) 収入

予算額			備考
県補助金	その他	計	
円	円	円	

(2) 支出

予算額	算出基礎	備考
円		

4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

島根県知事

様

(申請者)

住 所

事業主体名

代表者名

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙変更事業計画書のとおり

3 経費の配分

総事業費 (税込み)	経費内訳	
	県補助金	その他
円	円	円

注) 変更前(上段括弧書き)と変更後(下段裸書き)を二段書きとすること

4 収支予算

(1) 収入

予算額			備考
県補助金	その他	計	
円	円	円	

(2) 支出

予算額	算出基礎	備考
円		

注) 変更前(上段括弧書き)と変更後(下段裸書き)を二段書きとすること

5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

(別紙)

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業  
( 実施計画書 / 変更計画書 )

1 事業の目的

※ 県に提出済みの原木生産コスト低減計画及び原木販売向上計画等、具体的な目標を定めた将来計画に資する取り組みであることを記載。

2 事業の内容

導入機器等	数量	事業費 (円) (税込み)	県補助金 (円)	積算根拠
計				

3 コスト低減効果・労働生産性向上による生産量増大効果

①コスト低減効果額：

②労働生産性向上による生産量増大効果額：

③▲導入コスト (単年)：

★導入効果：① + ② = > ③

4 機器等導入を踏まえた製材用原木生産量の目標

--

## 5 添付資料

- ・見積書
- ・機器等の概要・性能が分かる資料（カタログ、実証結果等）
- ・その他知事が必要と認める資料

### 記載上の注意

1. 標題の「実施計画書」、「変更計画書」のうち該当しないものを削除
2. 事業費、県補助金は実施項目（導入機械等の種類）別に記載
3. 積算根拠は補助対象経費別に記載

島根県知事

様

住 所

事業主体名

代表者名

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、遂行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業が予定期間内に完了しない理由  
(事業が困難となった理由を記載すること)

2 事業の遂行状況

総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
	月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
	事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	

注) 事業費は税込みの額を記載すること。



島根県知事

様

住 所

事業主体名

代表者名

## 令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求します。)

## 記

## 1 事業の内容

別紙事業実績報告書のとおり

## 2 経費の配分

総事業費	経費内訳	
	県補助金	その他
円	円	円

## 3 収支精算

## (1) 収入

内訳	予算額	精算額	差引増減	備考
県補助金	円	円	円	
その他	円	円	円	
計	円	円	円	

## (2) 支出

予算額	精算額	差引増減	備考
円	円	円	

注) 事業費は税込みの額を記載すること。

4 事業完了年月日 令和 年 月 日

(別紙)

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業実績報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

導入機器等	数量	事業費 (円) (税込み)	県補助金 (円)	積算根拠
計				

注) 事業費は税込みの額を記載すること。

3 添付資料

- ・写真
- ・納品書、請求書、領収書
- ・契約書

記載上の注意

1. 事業費、県補助金は実施項目（導入機械等の種類）別に記載
2. 積算根拠は補助対象経費別に記載

様式第 5 号

令和 年 月 日

島根県知事

様

住 所

事業主体名

代表者名

令和 年度 ICT 活用原木生産体制整備事業費補助金仕入れにかかる消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

- |   |                                                     |   |   |
|---|-----------------------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第 11 条に基づく確定額<br>(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れにかかる消費税等相当額                          | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れにかかる消費税等相当額                  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)                                    | 金 | 円 |

(注) 3 の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること